

別紙 2

助成対象となる装備品の基準

対象装備品の分類は以下のとおりとする。（以下に含まれない装備品については、県の確認を得た上で認める。）

装備品	規定する安全性能
ヘルメット	
林業用ジャケット※	
ファン付き作業服※	
チャップス	JIS T8125-2、ISO・EN 等規格の class1 以上の表示があるもの
チェーンソー防護ズボン	
脚絆	チェーンソー防護脚絆は、JIS T8125-5 class 1 以上の表示があるもの
チェーンソー防護ブーツ	JIS T8125-3、ISO・EN 等規格の class1 以上の表示があるもの
安全靴	
手袋（防振・耐切創用）	
アイガード	

※視認性の高い色合いで機能性が高いものとする